

役員選任規程

平成 25 年 9 月 7 日制定

- 第 1 条 役員選任は定款第 23 条に従って行う。
- 第 2 条 役員選任は、総会運営委員会が総会内での議案決議で行う。
- 第 3 条 理事及び監事に立候補しようとする者、又は推薦しようとする者は総会開催日 1 週間前までに総会運営委員長に届出なければならない。推薦の場合は本人の同意を必要とする。なお立候補届出等に必要な届出書ならびに様式は、別に定める。
- 第 4 条 定款 22 条 1 項に定める定数のうち組織運営規定第 2 条に規定するそれぞれの支部より選任される理事の定数は 12 名以内とする。
2. 前項のそれぞれの支部より選任される理事は、支部長とする。
- 第 5 条 議決は次の順序によって行う。
- (1) 理 事
- (2) 監 事
- 第 6 条 当選人は定款第 18 条 3 項に基づき決めるが、議決方法は、総会出席者による無記名投票とする。
- 第 7 条 理事・監事の任期は、次期選挙までとする。
- 第 8 条 被選挙権は、5 年以上にわたって会費を完納している者に限る。

附 則

1. この規程を改廃するときは、理事会の決議によらなければならない。
2. この規程は平成 25 年 9 月 7 日より施行する。